

佐伯市水防計画

平成27年度版



佐 伯 市

佐伯市水防計画目次

第1章	総 則	1
第2章	水防組織	7
第3章	水防体制	19
第4章	重要水防箇所・区域	23
第5章	洪水予報・水防警報及び気象警報等の通報と避難情報	26
第6章	水防信号・通信	31
第7章	水位観測所・雨量観測所	34
第8章	消防機関の活動	35
第9章	水防計画資料（別紙）	
	第1章 関係資料	1
	第2章 関係資料	6
	第3章 関係資料	7
	第4章 関係資料	9
	第5章 関係資料	15
	第6章 関係資料	17
	第7章 関係資料	24
	第8章 関係資料	25

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号以下「法」という。)第33条の規定により本市の市域における河川、海岸、港湾等の洪水、津波又は高潮の水災に対する警戒及び防御、又は、これに起因する被害を軽減することにより、市民の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 水防管理団体（法第2条）

水防の責任を有する市町村（佐伯市）をいう。

(2) 指定水防管理団体（法第4条）

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして、知事が指定した水防管理団体（佐伯市）をいう。

(3) 水防管理者（法第2条第2項）

水防管理団体である市町村の長（佐伯市長）をいう。

(4) 消防機関（法第2条第3項）

消防組織法第9条に規定する消防の機関（佐伯市消防本部・署、佐伯市消防団）をいう。

(5) 消防機関の長（法第2条第4項）

消防本部を置く市町村の消防長（佐伯市消防長）をいう。

(6) 水防警報（法第2条第7項）

国土交通大臣又は県知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が生じるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。また、水防警報の伝達については、法第16条第2項及び第3項の規定によって通知され、水防警報の種類は「大分県水防計画」から次のとおりとする。

《大分県水防計画から引用》

○洪水又は高潮の場合

種 類	内 容
水防警報第1段階 （待 機）	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差支えない旨を警告するもの。
水防警報第2段階 （準 備）	水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出動できるように準備をする旨を警告するもの。
水防警報第3段階 （出 動）	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。
水防警報第4段階 （解 除）	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

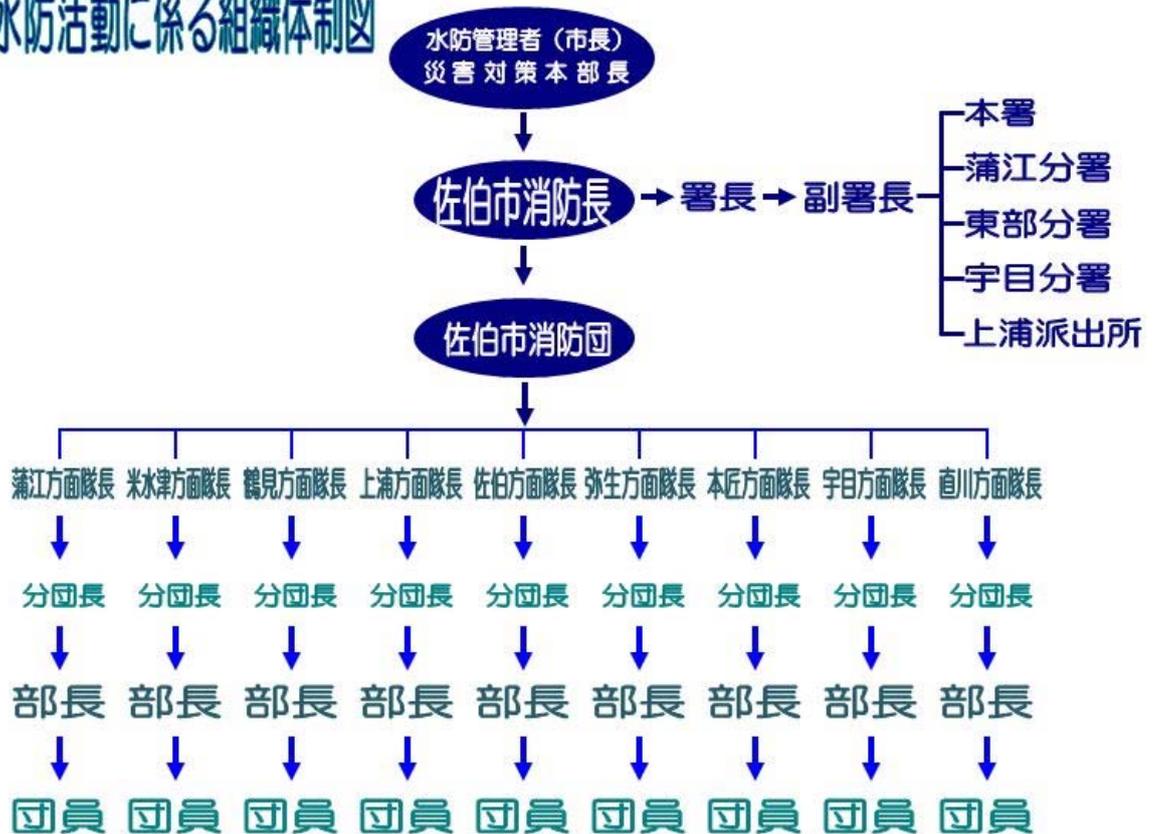
○津波の場合

種 類	内 容
水防警報第1段階 (出 動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
水防警報第2段階 (解 除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

(7) 水防団（佐伯市消防団）（法第5条）

法第5条第1項の規定によって水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。本市にあつては、消防組織法昭和22年法律第226号 第9条に規定する機関（消防本部・消防署、消防団）が水防管理者の所轄の下に行動する。

水防活動に係る組織体制図



(8) 水防警報河川又は水防警報海岸（法第16条）

ア 国土交通大臣が、洪水により国民経済上重要な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川又は海岸をいう。

《防災業務計画書から引用：国管理河川の水防警報河川及び区間》

河川名	左岸 右岸	警報を行う区間	
		から	まで
番匠川 幹川	左岸 右岸	佐伯市本匠大字波寄字川平1988番1地先の取水堰下流端 佐伯市本匠大字波寄字カジヤ1251番地先の取水堰下流端	海 (19.0km)
堅田川	左岸 右岸	佐伯市大字長良字後田2077番1地先 佐伯市大字長良字脇野内2470番地先	幹川合流点 (2.5km)
井崎川	左岸 右岸	佐伯市弥生大字大坂本字小浪1216番2地先 佐伯市弥生大字大坂本字ケゴヤ2363番1地先	幹川合流点 (3.6km)
久留須川	左岸 右岸	佐伯市直川大字上直見字沖ノツル1729番1地先の国道橋(間庭橋)下流端	幹川合流点 (8.7km)

イ 大分県知事が国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川又は海岸で県民経済上重要な損害（人家密集地域、学校・公民館・JR・主要道路等の公共施設がある地域、過去に浸水実績があり危険が解消されていない箇所等）を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川又は海岸をいう。

《大分県水防計画から引用：県管理の水防警報河川及び区間》

河川名	左岸 右岸	警報を行う区間	
		から	まで
堅田川	両岸	佐伯市大字青山の山口川合流点	佐伯市大字長良の大越川合流点 (両岸：9,500m)
山口川	両岸	佐伯市大字堅田の堅田川合流点	佐伯市大字青山の山口地区 (両岸：1,600m)
床木川	両岸	佐伯市弥生大字床木	佐伯市弥生大字大坂本の井崎川合流点 (両岸：4,700m)
久留須川	両岸	佐伯市直川大字仁田原	佐伯市直川大字上直見の間庭橋 (両岸：9,000m)
門前川	両岸	佐伯市大字上岡市道橋角木橋	佐伯市鶴岡町2丁目国道橋聖橋 (両岸：2,700m)
市園川	左岸	佐伯市宇目大字千束字柿木3018-2地先	佐伯市宇目大字千束字淵上2717-4地先 (左岸：1,100m)
	右岸	佐伯市宇目大字千束757°/3144-1地先	佐伯市宇目大字千束字向前田654-4地先 (右岸：1,700m)
炭崎川	両岸	佐伯市弥生大字門田	(両岸：300m)

(9) 洪水又は高潮予報

気象庁長官が行う洪水又は高潮予報（法第10条）

気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、台風の規模、進路、通過時刻、予想雨量、洪水又は高潮のおそれのある時刻等を国土交通

大臣及び関係都道府県に通知するとともに、必要に応じその状況を一般に周知するために行う発表をいう。

国土交通大臣が行う洪水予報（法第10条）

国土交通大臣が、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川）について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するために行う発表をいう。

(10) 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は大分県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川。氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは一般に周知させることを目的とした河川をいう。

国管理河川：番匠川水系（堅田川、井崎川、久留須川）

県管理河川：堅田川、山口川、床木川、久留須川、門前川、市園川、炭崎川

(11) 浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は大分県知事が指定した区域をいう。

(12) 水防団（消防団）待機水位＝通報水位（法第12条第1項）

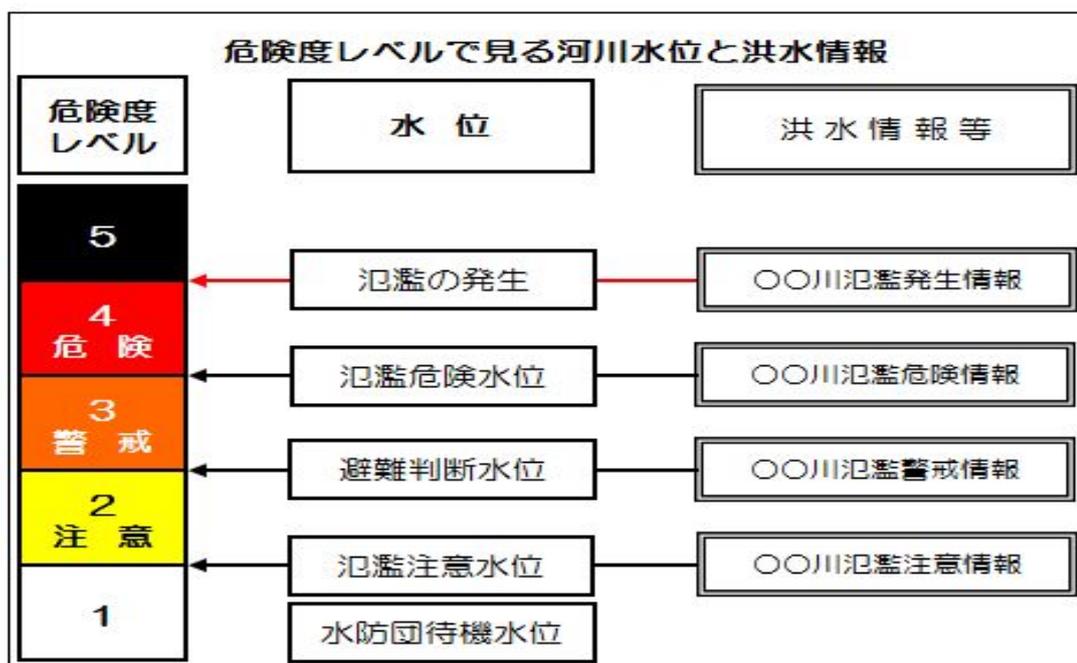
水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

《大分県水防計画から引用する量水標水位》

河川名	観測位置			水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
	観測所名	地区	大字				
番匠川	番匠橋	弥生	小田	2.50	3.50	4.90	5.80
	小川橋	本匠	波寄	2.60	3.30	—	—
久留須川	向船場橋	直川	上直見	1.50	2.80	3.20	4.10
	間庭橋	直川	上直見	2.10	3.30	4.50	5.50
堅田川	西野橋	—	堅田	2.60	4.20	5.10	6.00
	堅田橋	—	長良	2.60	3.50	4.50	5.30
床木川	所賀津留橋	弥生	大坂本	2.00	3.00	3.60	4.20
井崎川	蕨野橋	弥生	井崎	2.60	3.20	5.10	5.60
門前川	門前南2号橋	—	上岡	2.10	2.80	3.20	3.50
炭崎川	切畑小学校前	弥生	門田	0.40	1.20	1.60	2.00
山口川	谷川橋	—	青山	2.20	3.50	4.20	4.90
市園川	ふれあい橋	宇目	塩見園	0.60	1.80	2.40	3.00

(13) 氾濫注意水位＝警戒水位（法第12条第2項、第17条）

この水位を超過すると、法崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性のある水位で、水防関係機関は出動し、河川の警戒にあたる目安となる水位。



(14) 避難判断水位

市長による避難準備情報の発表判断の目安であり、要配慮者等が避難を行う場合の参考になる水位。

(15) 氾濫危険水位＝特別警戒水位（法第13条第1項、第2項）

氾濫注意水位を超過して、さらに水かさが増し、溢水、河川の氾濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位。市長による避難勧告等の発令判断の目安となる水位。

(16) 番匠川水系避難勧告等の判断・伝達マニュアル

近年の台風や集中豪雨による水害、土砂災害、また東日本大震災での津波等の被害を鑑み、内閣府は、有識者、地方公共団体及び国の関係省庁から意見等を聞きながら、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月策定）の全面的な見直しを行った。これを受けて、平成27年4月、これまでの現行マニュアル（番匠川水系避難勧告等の判断・伝達マニュアル）に、新たに土砂災害、高潮災害、津波災害を加え「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」として改訂を行った。本マニュアルでは、現時点の技術・知見等に基づき、避難勧告等の発令・伝達に関する事項を取りまとめている。

(17) 佐伯市災害対策本部

災害対策基本法第23条（昭和36年法律第223号）に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ協力に実施するため、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、市長が必要と認めて設置する機関をいう。

(18) 災害警戒本部

「佐伯市災害対策本部の組織及び運営等に関する規定」に基づき、災害対策本部が設置されるまでの間に、初動体制の確立を図るため防災危機管理課に設置される本部をいう。

(19) 災害対策連絡室

「佐伯市災害対策本部の組織及び運営等に関する規定」に基づき、災害対策本部又は災害警戒本部が設置されるまでの間に、防災危機管理課に設置される連絡室をいう。

第2章 水防組織

1 災害対策連絡室

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部又は災害警戒本部が設置されるまでの間に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、「佐伯市災害対策本部の組織及び運営等に関する規定」に基づき、防災危機管理課長及び振興局長は佐伯市災害対策連絡室、地区災害対策連絡室をそれぞれ設置する。

(1) 設置基準

- ア 大分気象台が佐伯市に警報（暴風、大雨、洪水又は高潮等）を発表したとき。
- イ 福岡管区気象台が市内で震度4を観測し、発表したとき。
- ウ 福岡管区気象台が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき。
- エ その他、異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。
- オ 海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。
- カ その他、防災危機管理課長が特に必要があると認めたとき。

(2) 連絡室・地区連絡室の構成と所掌事務

連絡室（職）		連絡室における所掌事務
室長	防災危機管理課長	ア 災害情報の収集及び伝達に関すること イ 振興局の対処態勢・活動状況の把握に関すること ウ 関係機関等に対する災害対策上の通報に関すること エ その他、特に必要な事項に関すること
副室長	室長の指名する者	
室員	防災危機管理課職員ほか	

地区連絡室（職）		地区連絡室における所掌事務
地区室長	振興局長	ア 振興局内の災害情報の収集及び伝達に関すること イ 振興局内の対処態勢・活動状況の把握に関すること ウ 連絡室との連絡調整に関すること エ その他、特に必要な事項に関すること
地区室員	室長の指名する者	

※ 室長及び地区室長は災害の状況に応じて室員を増員することができる。

2 災害警戒本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置されるまでの間に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、「佐伯市災害対策

本部の組織及び運営等に関する規定」に基づき、総務部長及び振興局長は災害警戒本部、地区災害警戒本部をそれぞれ設置する。

(1) 設置基準

- ア 大分気象台が佐伯市に警報（暴風、大雨、洪水又は高潮等）を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- イ 福岡管区気象台が市内で震度5弱を観測し発表したとき。
- ウ 福岡管区気象台が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき。
- エ その他、異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- オ 海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- カ 被害の拡大が予想され、災害対策本部を設置する可能性があるとき。
- キ その他、総務部長が特に必要があると認めたとき。

(2) 警戒本部・地区警戒本部の構成と所掌事務

警戒本部（職）		警戒本部における所掌事務
本部長	総務部長	ア 災害情報の収集及び伝達に関すること イ 振興局の対処態勢及び活動状況の把握に関すること
副本部長	防災危機管理課長	ウ 関係機関等に対する災害対策上の通報に関すること
本部員	総務部及び総合政策部職員並びに警戒本部長が必要と認めた職員	エ 関係部の初動措置等の総合調整に関すること オ その他、特に必要な事項に関すること

地区警戒本部（職）		地区警戒本部における所掌事務
地区警戒本部長	振興局長	ア 振興局内の災害情報の収集及び伝達に関すること
地区警戒副本部長	地区警戒本部長が指名する者	イ 振興局内の対処態勢及び活動状況の把握に関すること
地区警戒本部員	地区警戒本部長が指名する者	ウ 警戒本部との連絡調整に関すること エ その他、特に必要な事項に関すること

※ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話によって要員の確保を行い、勤務時間外は電話等により、あらかじめ定められた連絡網を通じて要員の確保を行う。

3 災害対策本部の設置

水防業務及び災害対応対策を統括するため、市長及び振興局長は次の場合により佐伯市災害対策本部（水防に関する本部も兼ねる）、地区災害対策本部（各振興局の水防に関する本部も兼ねる）をそれぞれ設置する。

(1) 設置基準

- ア 大分気象台が、佐伯市に気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する警報（波浪警報は除く。以下「警報」という。）を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- イ 福岡管区気象台が市内で震度5強以上を観測し、発表したとき。
- ウ 福岡管区気象台が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に大津波警報を発表したとき。
- エ その他、異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。
- オ 海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。
- カ 災害救助法を適用するとき。
- キ その他、市長が特に必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、会議の招集については原則として本部長が行い、次の事項について協議する。

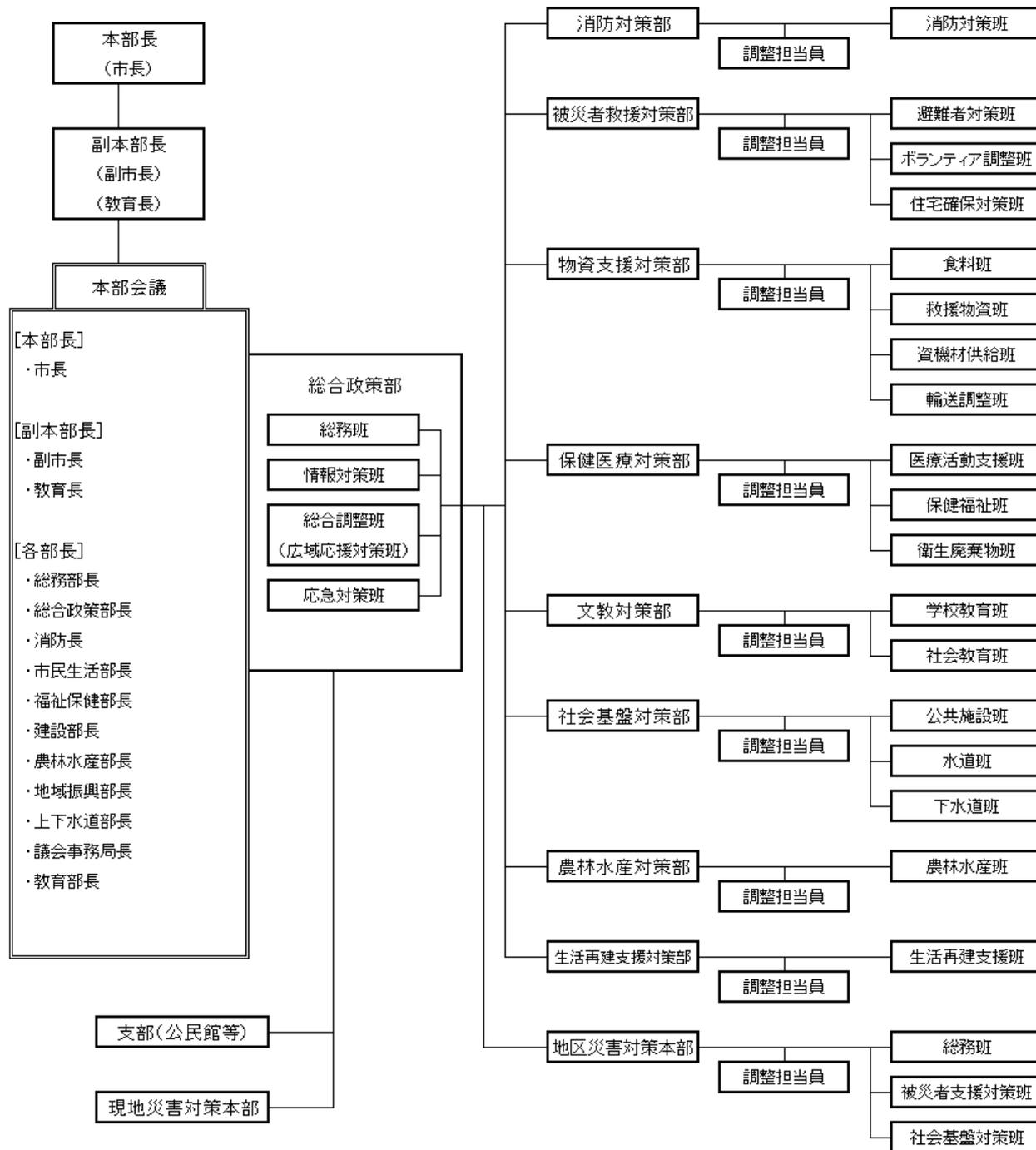
《水防に係る災害対策本部組織の構成》

災害対策本部		本部会議における協議事項
本部長	市長	ア 災害応急対策の基本方針に関すること イ 災害応急対策の重点項目の決定に関する こと ウ 自衛隊の派遣に関すること エ 報道機関を通じた広報に関すること オ その他本部長が必要と認める事項
副本部長	第1副市長 第2副市長 教育長	
本部員	総務部長 総合政策部長 地域振興部長 市民生活部長 福祉保健部長 建設部長 農林水産部長 上下水道部長 議会事務局長 教育部長 消防長	

《水防に係る地区災害対策本部組織の構成》

地区災害対策本部		本部会議における協議事項
本部長	振興局長	ア 所管地区の災害情報の収集及び伝達に関すること イ 所管地区内の災害の発生の防御及び被害の拡大の防止に関すること ウ 本部との連絡調整に関すること
副本部長	地区本部長の指名する者	
本部員	地区本部長の指名する者	

佐伯市災害対策本部組織図



(3) 災害対策本部の構成と各部の主な所掌事務

部の名称	所掌の事務
総合調整部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置及び廃止 ・ 本部会議 ・ 災害対策全般の総括及び総合調整 ・ 避難勧告、指示等の発令及び解除 ・ 本部長及び副本部長命令の伝達その他各部活動の調整 ・ 自衛隊派遣要請 ・ 国、県及び近隣市との連絡調整 ・ 災害時の通信の確保 ・ 職員の出勤状況の把握及び各部門の職員の応援体制 ・ 被害情報、避難準備情報、避難勧告・指示等市民への広報 ・ 気象情報及び被害状況の情報収集、伝達及び整理 ・ 被害状況の現地調査 ・ 災害対策費用の財源措置 ・ 原子力災害対策に係る連絡調整及び住民問い合わせ対応 ・ 原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整 ・ 原子力災害時の広域避難者の受入調整
消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、救急救助活動 ・ 傷病者の救急搬送 ・ 被災者の情報把握 ・ 危険物物資の流出に係る調査・応急対策 ・ 防火、水防及び防潮の応急対策 ・ 災害の警備、避難の誘導等 ・ 被災者の救出 ・ 行方不明者の搜索 ・ 消防団 ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ及び調整 ・ 緊急非常通信、情報等の収集及び伝達
被災者救援対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等の状況に関する情報収集 ・ 避難所、福祉避難所の開設及び連絡調整 ・ 要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護 ・ 避難所としての学校施設、社会教育施設の開放及び管理運営 ・ ボランティアセンターの設置要請及び指導並びに連絡調整 ・ 応急仮設住宅の建設及び維持管理 ・ 被災建築物応急危険度判定

物資支援対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所収容者に対する応急炊き出し ・応急用、復旧用物資及び資機材の調達供給 ・被災者に対する水、食糧、生活必需品等救助物資の調達、受入れ及び配給 ・義援金品及び見舞金品の受入れ、保管並びに配分 ・災害時緊急輸送の調整 ・運輸関係業者との連絡調整
保健医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の状況に関する情報収集 ・傷病者の救急搬送 ・医療救護所の開設及び管理 ・医薬品及び衛生材料の調達及び補給 ・感染症の予防 ・災害派遣チームの受入及び調整 ・被災地の消毒及び防疫 ・被災地のし尿、塵芥の収集、運搬及び処分 ・遺体の埋葬等 ・被災動物対策 ・災害廃棄物の収集 ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施
文教対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の避難及び救護 ・教育施設、社会教育施設の災害防止及び災害復旧 ・応急教育の実施 ・応急学校給食の実施 ・児童及び生徒の健康管理 ・教育施設、社会教育施設の応急措置用資機材の調達及び配備 ・社会教育施設の利用者の避難及び救護 ・災害活動に協力する婦人会等関係団体との連絡調整 ・文化財の保護
社会基盤対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう等、建築物及び公共建築物の被害調査、災害防止及び応急復旧対策 ・道路障害物（がれき等）の除去 ・建設業協会、土木関係者等との連絡調整 ・上下水道施設等の応急対策及び復旧計画 ・上下水道施設の応急措置用資機材の調達及び配備 ・上下水道関係業者との連絡調整 ・応急仮設トイレの設置及び管理 ・二次災害の防止活動

農林水産対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施設及び農作物等の被害状況についての情報の収集及び提供 ・農地農業施設等の応急対策及び復旧 ・林業施設、水産業施設、畜産業施設等の応急対策及び復旧 ・農作物等の被害調査及び対策 ・農林産物の病虫害及び家畜伝染病の防疫 ・被災家畜対策 ・林野火災の防災対策
生活再建支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の災害に関する相談窓口（サポートセンター） ・市税等の減免 ・被災による徴収猶予 ・被災者支援システムの運用 ・り災証明の交付 ・災害弔慰金の支給及び災害援護事務 ・被災者の生活救護 ・被害を受けた農林水産業者に対する融資 ・被害を受けた中小企業者等に対する融資 ・災害活動に協力するNPO等の連絡調整 ・復興計画の策定 ・被災児童及び被災生徒の教材、学用品等の調達及び配給

(4) 職務権限の代行

市長が不在等の非常時には、佐伯市副市長の事務分担に関する規則（平成17年佐伯市規則第271号）第2条第1項第2号に規定する副市長、同項第1号に規定する副市長、教育長の順序によりその職務を代行する。

(5) 本部の解散

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたとき、災害対策本部を解散する。

4 水防団（佐伯市消防団）

消防組織法第1条の規定によって管轄区域内の消防団は、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務として、所轄区域内の水防業務を行う。

また、消防団に係る組織、体制等に関する事項については、「佐伯市消防団条例及び規則等」の規定に定めるとおりとする。

(1) 消防団の所轄区域

佐伯市消防団各方面隊の所轄区域については次のとおりとする。

ア 佐伯方面隊

分 団 名	所 轄 区 域
城南分団	西谷区、大手区、花園区、中央区、船頭町区、池船区、城南区、内町区、城東区、本町区、馬場区、山手区、万年区、朝日区、汐見区、中川区、太平区、塩屋区、来島区、長島区、東区、女島区、上灘区、東灘区、女島団地区、新女島区、中の島区、中江区、東浜、西浜
城北分団	西中区、南中区、東中区、中区、北中区、常盤区、臼坪区、蟹田区、平野区、駅前区、田の浦区、葛区、港区、日の出区、鶴谷区、興人区、野岡区
鶴岡分団	檜野区、上岡区、八戸迫田区、古市区、門前区、脇区、稲垣区、長瀬区、星宮区、藤原区、坂山区、宮の下区、高畑区、百谷区、王子丸区、平区、坂の浦区、白潟区、榊形区、大東区、高畠区、若宮区、城西区、藤望区、寺田区
八幡分団	百枝区、片山区、海崎上区、海崎下区、置場区、海崎駅前区、中野東区、中野西区、河内区、中の内区、宇戸区、年の神区、折戸区、大宮区、笹良目区、代後区、新越区
上堅田分団	大越区、岸河内区、上城区、下城区、川原区、上久部区、下久部区、蛇崎区、匠南区、中山区
西上浦分団	小福良区、中川原区、指夫区、宮の内区、狩生区、車区、風無区、古江区、啼干区
大入島分団	守後区、久保浦区、片神区、高松区、日向泊区、竹ヶ谷区、塩内区、荒網代東区、荒網代西区、石間区
下堅田分団	竹角区、府坂区、石打区、西野区、波越区、大正区、泥谷区、宇山区、汐月区、江頭区、柏江区、津志河内区、小島区
青山分団	山口区、谷川区、黒沢区、川井区、大通区、市福所区、棚野区
木立分団	棧敷北区、棧敷西区、棧敷中区、永野区、大中尾区、中野河内区、大野東区、大野西区、緑区

イ 上浦方面隊

分 団 名	所 轄 区 域	分 団 名	所 轄 区 域
第 1 分団	大浜区、蒲戸区	第 5 分団	津井区
第 2 分団	福泊区	第 6 分団	浅海井区
第 3 分団	長田区	第 7 分団	浪太区
第 4 分団	夏井区		

ウ 弥生方面隊

分 団 名	所 轄 区 域	分 団 名	所 轄 区 域
第 1 分団	大字提内、大字江良	第 5 分団	大字床木
第 2 分団	大字門田、大字細田、大字平井	第 6 分団	大字大坂本
第 3 分団	大字上小倉、大字山梨子	第 7 分団	大字尺間
第 4 分団	大字井崎、大字小田		

エ 本匠方面隊

分 団 名	所 轄 区 域
第 1 分団	佐伯市本匠の全域
第 2 分団	
第 3 分団	
第 4 分団	
第 5 分団	

オ 宇目方面隊

分 団 名	所 轄 区 域
本部分団	佐伯市宇目の全域
第 1 分団	大字重岡（宗太郎区を除く。）、大字大平（上仲江区に限る。）
第 2 分団	大字大平（大原区に限る。）、大字重岡（宗太郎区に限る。）、大字塩見園
第 3 分団	大字河内、大字千束
第 4 分団	大字小野市
第 5 分団	大字南田原（長淵区を除く。）、大字木浦内（藤河内区に限る。）
第 6 分団	大字南田原（長淵区に限る。）、大字木浦内（藤河内区を除く。） 大字木浦鉾山

カ 直川方面隊

分 団 名	所 轄 区 域
赤木分団	大字赤木（久留須区及び新中区を除く。）
横川分団	大字横川
下直見分団	大字下直見
上直見分団	大字上直見（神ノ原区、神ノ原団地区、川又区及び向船場区を除く。）
仁田原分団	大字仁田原
中央分団	佐伯市直川の全域 大字赤木（久留須区及び新中区に限る。） 大字上直見（神ノ原区、神ノ原団地区、川又区及び向船場区に限る。）

キ 鶴見方面隊

分 団 名	所 轄 区 域
吹分団	大字吹浦
地松浦分団	大字地松浦
沖松浦分団	大字沖松浦
有明分団	大字有明浦
羽出分団	大字羽出浦
中越分団	大字中越浦
丹賀・梶寄分団	大字丹賀浦、大字梶寄浦
大島分団	大字大島

ク 米水津方面隊

分 団 名	所 轄 区 域	分 団 名	所 轄 区 域
第1分団	佐伯市米水津の全域	第4分団	佐伯市米水津の全域
第2分団		第5分団	
第3分団		第6分団	

ケ 蒲江方面隊

分 団 名	所 轄 区 域
蒲江分団	大字蒲江浦、大字猪串浦
名護屋分団	大字野々河内浦、大字森崎浦、大字丸市尾浦、大字葛原浦、大字波当津浦
上入津分団	大字畑野浦、大字楠本浦
下入津分団	大字竹野浦河内、大字西野浦

(2) 水防業務（任務）

佐伯市消防団が所轄区域において実施する業務は次のとおり。

- ア 河川、海岸、港湾、ため池、その他危険地域の監視、巡視、報告に関すること。
- イ 水防応急措置の活動に関すること。
- ウ 被害状況の情報収集、連絡、報告に関すること。
- エ 緊急時における避難の勧告、指示及び救出救助に関すること。
- オ 付近住民への広報に関すること。
- カ 水防信号に関すること。

(3) 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸部までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

(4) 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は複数人で行う（水門等操作含む）。
- ・水防活動を行う範囲に応じて、監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。

第3章 水防体制

1 水防体制

水防の関係機関は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第14条の2第1項に規定する「水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表」がされた場合において、水防活動の必要があると認められるとき又は、国、県の機関が水防体制を執ったとき、その他、洪水及び高潮のおそれのあることを自ら知り得たときには、水防活動の体制（水防体制）に入るものとする。

気象台が発表する水防用気象通報の種類

種 類	内 容
気象注意報（大雨注意報）	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気象警報（大雨警報）	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪水警報	洪水に関する警報

津波警報・注意報の種類

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想の高さ≤5m)		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m < 予想の高さ ≤ 1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

気象台が発表する水防用気象通報に関する特別警報の発表基準

現象の種類	内容
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合（大津波警報）

2 連絡配備（災害連絡室の設置）

「第2章 水防組織」 第1項にある災害連絡室を本庁総務部防災危機管理課（防災危機管理係）と、地区災害連絡室を各振興局地域振興課（市民サービス係）にそれぞれ設置する。

3 警戒配備（災害警戒本部の設置）

「第2章 水防組織」 第2項にある災害警戒本部を本庁総務部防災危機管理課（防災危機管理係）と、地区災害警戒本部を各振興局地域振興課（市民サービス係）にそれぞれ設置する。

4 配備体制

(1) 災害対策本部・地区災害対策本部の配備体制

災害対策本部長（市長）は、災害対策本部を設置し体制を発令する。災害対策本部を設置する場合には、災害等の状況に応じて本部の配備体制を次のとおり決定する。

配 備 体 制	体 制 の 概 要
第 1 次体制	災害に関する情報の伝達、特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する体制
第 2 次体制	災害の拡大に応じて第 1 次体制を強化し、災害の経過に応じて集中的、総合的な災害応急対策を実施する体制
第 3 次体制	第 2 次体制を強化し、強力、総合的な災害応急対策を実施する体制

また、地区災害対策本部（振興局）における配備体制については、地理地形を考慮して地区災害対策本部長（振興局長）の裁量により決定されるものとし、緊急に地区災害対策本部の設置が必要であると認めるときは、自らの判断によって、配備体制の発令及び水防態勢の強化を行うことができる。この場合、直ちに本部（本庁）に報告するものとする。

(2) 各対策部の編成

各対策部及び地区対策部は、毎年 4 月のできるだけ早い時期に、所掌事務に係る組織の編成等（配備体制、班ごとの要員、関係職員の連絡先）について定め、職員に周知徹底を図るものとする。併せて、職員の異動が生じた場合も同様とする。

また、対策部における編成完了後については、総務部防災危機管理課防災危機管理係へ提出するものとし、地区対策部にあつては、振興局地域振興課へ提出するものとする。

(3) 水防団（消防団）の指揮系統

消防団等の動員が必要な場合にあつては、第 1 章 第 2 項第 8 号にある「水防活動に係る組織体制図」によるもののほか、気象及び水位又は潮位等により洪水その他の災害のおそれがあると認められるとき、又は地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の来襲が予想される場合には、消防団の分団長の判断によって水防非常配備態勢に移行するとともに、消防関係機関との密接な情報連絡を図るものとする。

5 国・県の河川管理者との連絡体制

災害対策本部及び地区災害対策本部は、河川の管理者と次の場合において、連絡又は報告を図るものとする。

(1) 佐伯河川国道事務所長との連絡

- ・ 水防活動を開始した場合
- ・ 堤防や施設に異常を確認した場合
- ・ 法第 25 条による堤防又はその他の施設が決壊した場合
- ・ 避難勧告等を判断するうえで河川水位に関する情報収集が必要な場合
- ・ 避難準備情報、避難勧告を発令した場合
- ・ 法第 29 条による避難指示を発令した場合

(2) 大分県佐伯土木事務所長との連絡

- ・ 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合や、さらに上昇が認められる場合。
- ・ 水防活動を開始した場合
- ・ 堤防や施設に異常を確認した場合
- ・ 法第23条第1項による他の水防管理者又は消防機関から応援を求められた場合
- ・ 法第25条による堤防又はその他の施設が決壊した場合
- ・ 法第29条による避難指示を発令した場合

6 水防活動の解除

水位及び潮位が氾濫注意水位を下まわり若しくは、高潮警報が解除され、水害又は高潮のおそれ、この他、地震による堤防等の損壊による破堤等のおそれがなくなることで、佐伯河川国道事務所、県佐伯土木事務所の水防体制が解除された場合に佐伯市の水防体制を解除する。

- (1) 本部は水防体制を解除する場合には、関係地区本部（振興局）に解除された旨を伝えるものとする。
- (2) 本部又は、関係地区本部（振興局）は関係機関（消防関係機関）に水防解除された旨を伝えるものとする。

第4章 重要水防箇所・区域等

1 重要水防（河川）箇所・区域とは

水防区域のうち、洪水、津波又は高潮に際し水防上特に注意を要する区間で、かつ下表に該当する区域。（水防箇所・区域については、第9章 資料編に示すとおりとする。）

(1) 県知事管理河川区間における重要水防区域等

県知事が管理する河川区間において、洪水、津波又は高潮に際し水防上特に注意を要する区域については、次のとおりとする。

ア 水防警報を行う指定河川海岸区域（A）

下記の項目に該当し、洪水、津波又は高潮により相当な被害が生ずる恐れがあると認められる区域。

- ・ 人口密集地域であること。
- ・ 学校、公民館、JR、主要道路等の公共施設があること。
- ・ 過去に浸水実績があり、危険が解消されていない箇所。

イ 重要水防区域（B）

種 別	重 要 度
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。 又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防断面	現況の堤防断面又は計画天端幅が計画の堤防断面あるいは計画天端幅に対して不足している箇所
法 崩 れ す べ り	ア 法崩れ又は滑りの実績はあるが、その対策が未施工、若しくは暫定施工の箇所。 イ 法崩れ又は滑りの実績はないが、土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の場所。
漏 水	ア 漏水の履歴があり、その対策が未施工、もしくは暫定施工の箇所。 イ 漏水の履歴はないが破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
水 衝 深 掘 れ	ア 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、対策が未施工の箇所。 イ 橋台、その他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損している箇所。 ウ 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績はあるが、その対策が未施工の箇所。

工 作 物	ア 改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。
	イ 橋梁その他の工作物桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。

ウ 水防区域（C）

洪水、津波又は高潮に際し水防上注意を要する区域で、かつ以下の項目に該当する箇所。

- ・ 改修済み区間において、計画以上の洪水、津波又は高潮が発生した場合に相当な被害が生ずるおそれがあると認められる区域。
- ・ 過去に大きな発生はないが、未改修あるいは総体的に堤防が貧弱で注意を要する箇所。

エ 重要浸水区域（E）

- ・ 過去10年間のうち、1回の洪水、津波又は高潮により家屋10戸以上が浸水した区域。

(2) 国土交通大臣管理河川区間の重要水防区域等の評定基準

国土交通大臣が管理する直轄管理河川区間における「重要水防箇所の評定基準」については、「防災計画書 直轄工事施工河川危険箇所調書」により次のとおりとする。

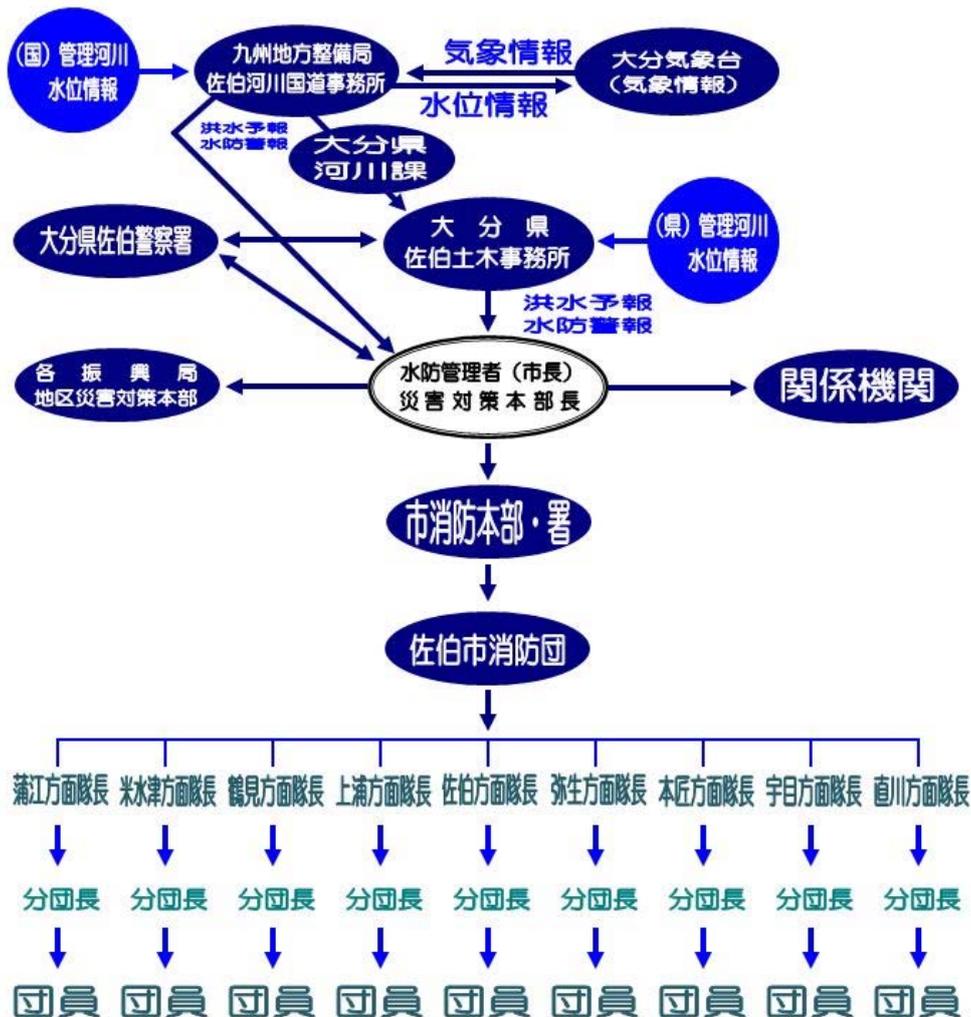
種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の1/2未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ1/2以上確保されている箇所。	
法 崩 れ す べ り	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、提体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の実績があるが対策が暫定施工の箇所。 漏水(B)安全性の照査により、基礎地盤又は堤体から漏水が発生するおそれのある箇所で所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 破 堤 跡 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

第5章 洪水予報・水防警報及び気象警報等の通報と避難情報

1 指定河川洪水予報の通報

法第10条（国の機関が行う洪水予報）及び第11条（県の機関が行う洪水予報）に規定する洪水予報と、法第16条（水防警報）に規定する水防警報の通知方法については、次によるものとする。



2 洪水予報の対象区域

国管理河川

洪水予報区域については、第1章第2項にある第8号「水防警報河川又は水防警報海岸」のアに記載する区間とする。

3 洪水予報の対象とする量水標

河川ごとの洪水予報の対象とする量水標については、第1章第2項12号（下表）にある通報水位から、さらに水位が上昇すると思われる場合には、同項13号の図のとおり、水位上昇に伴う防災情報の通報（図枠）を受ける。

4 洪水予報の種類と発表基準

洪水予報に関する用語の定義については、第1章第2項第9号から第15号において示すとおりとし、洪水予報の種類と発令に関する基準は次のとおりとする。

種 類		発 表 基 準
区 分	標 題	
洪水注意報	氾濫注意情報	番匠橋水位観測所の量水標の水位が、氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測される時
洪水警報	氾濫警戒情報	番匠橋水位観測所の量水標の水位が、避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測される時、若しくは、氾濫危険水位に到達することが予想される時
	氾濫危険情報	番匠橋水位観測所の量水標の水位が、氾濫危険水位に達し、氾濫の恐れのある時
	氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で氾濫が発生した時
洪 水 情 報		洪水注意報及び洪水警報の補足説明又は軽微な修正を必要とする時に発表

5 避難勧告等の判断・伝達に関する基準

(1) 避難勧告等の発令の種類とタイミング

避難勧告等の発令については、次にあげる3種類に分けて発令する。

ア 避難準備情報

人的被害が発生する災害の可能性がある場合に「要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者」を早期に避難させるために発令する。

イ 避難勧告

対象地域の土地、建物等に被害が発生するおそれがある場合に住民に対して発令する勧告。災害対策基本法第60条の規定によって判断する。

ウ 避難指示

「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」、かつ避難勧告よりも緊急度、被害の様相が著しい場合に発令される。

(2) 発令時の状況と住民に求める行動

水防本部長が地域を定め発令する避難勧告等の情報

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状況	ア 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、所定の避難所へ避難行動を開始する イ 上記以外の者は、(家族等との連絡、非常持出し袋等の準備) 避難準備を開始する。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、所定の避難場所へ避難行動を開始する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況 人的被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で、避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了している いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまのない場合にあっては、自らの命は自らで守る最低限の行動を開始する。

(3) 避難勧告等の発令の特例措置

振興局の地域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が避難勧告等の発令（災害対策基本法第 60 条第 1 項 市町村長の避難の指示等）をするいとまがない場合にあっては、地方自治法第 153 条第 1 項(市の長の権限に属する一部事務の臨時代理)の規定によって、当該振興局地域を管轄する振興局長が市長の権限を代理して対象地域の市民に避難勧告等を発令できるものとする。(地域防災計画第 3 章 「避難の勧告・指示の伝達」から)

(4) 番匠川水系河川の避難勧告等の判断・伝達について

番匠川水系（国管理河川区間）における避難勧告等の判断・伝達に係る水防本部及び地区水防本部の指針については、「第 1 章 第 2 項 第 16 号にある番匠川水系 避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとして次の事項について記載するものとする。

- ア 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令時の状況と住民に求める行動
- イ 番匠川水系にみる破堤・越水氾濫に警戒すべき区間及び箇所
- ウ 番匠川水系（番匠川・堅田川・井崎川・久留須川）の特性
- エ 破堤及び越水氾濫した場合の想定される地域被害
- オ 破堤及び越水氾濫に係る避難勧告等の発令の判断基準
- カ 内水氾濫に警戒すべき地区

6 災害時の放送要請

災害時において、放送要請を行う場合には「大分県災害放送要請取扱要領」（平成 20 年 3 月 11 日付策定版）に基づき、次のとおりとする。

(1) 放送に係る要件

ア 人命に関する緊急情報（避難勧告、避難指示等）を迅速に伝達する必要がある次のような場合

- ・ 広範囲又は多数の世帯を対象に避難勧告が発令されたため、伝達の確実性に不安のある場合
- ・ 防災無線等の伝達システムが整備されていない地域において避難勧告が発令されたが、人的手段による伝達では時間がかかりすぎ、住民の避難前に災害が発生する可能性がある場合
- ・ その他住民の安全のため緊急情報を伝達する必要がある場合

イ 通常の伝達手段では速やかに緊急情報を伝達できない可能性がある次のような場合

- ・ 防災行政無線等の通信手段が故障等により麻痺し、他に適当な避難勧告の伝達手段がない場合
- ・ 風雨の音が激しく、防災行政無線や広報車等により住民に避難勧告を伝達することが困難であると予想される場合

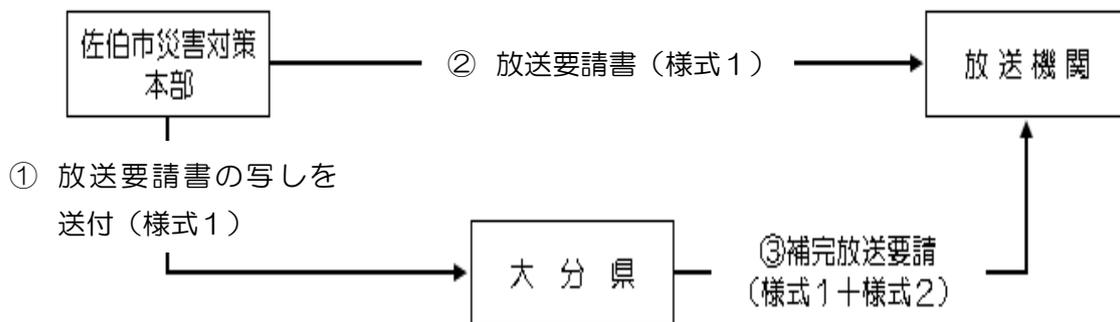
(2) 放送要請の方法

放送の要請については、原則として水防本部（災害対策本部）が行うものとする。

市町村による放送要請

市町村は放送機関に対し電話連絡の上、放送要請書（様式 1 号）を送付した後、県に電話連絡のうえ放送要請の写しを送付します。

県は、市町村から放送要請の写しが届き次第、補完要請書（様式 2）に放送要請書の写しを添付し、放送機関に送付します。

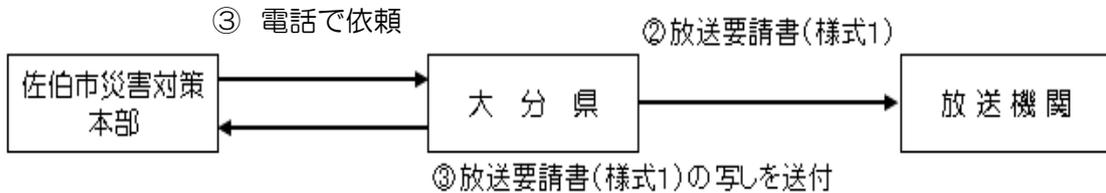


ただし、市が放送要請を行うことができないため、県に放送要請を依頼する場合（下記ア）には次により行う。又は、大規模災害等により市町村がその機能を失った場合（下記イ）には、県は市に代わり放送要請を行います。

ア

市町村の依頼による県の放送要請

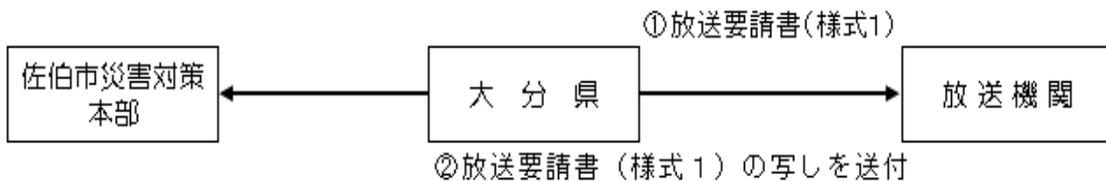
県は、電話等で市町村の依頼を受け、放送機関に対し電話連絡の上、放送要請書（様式1）を送付した後、市町村に対し放送要請書の写しを送付します。



イ

県独自の判断による放送要請

県は、放送機関に対し電話連絡の上、放送要請書（様式1）を送付した後、市町村に対し放送要請書の写しを送付します。



様式1

（様式1）市町村・県使用様式

至 急

放 送 要 請
(佐伯市第 号)

送付日時： 平成 年 月 日

担当職員氏名： 電話番号： 0972-22-4567

《要請内容》

避難勧告又は避難指示の区別	発令時刻	対象地区名 (ふりがな書)	世帯数・人数	避難先 (ふりがな書)

*その他別紙 (□あり □なし) 「あり」の場合一合計 (枚)

○避難が必要な理由

河川氾濫 (河川) の恐れがあるため ※ふりがな書

内水氾濫 (河川) の恐れがあるため ※ふりがな書

土砂災害発生のおそれがあるため

津波により被害が発生する恐れがあるため

その他： ()

《特記事項》

様式3

（様式3）市町村・県使用様式

放 送 要 請 関 連 情 報
(佐伯市第 号)

送付日時： 平成 年 月 日

担当職員氏名： 電話番号： 0972-22-4567

《情報内容》 平成 年 月 日 時 分現在

既に放送要請した情報				関連情報	
避難勧告又は避難指示の区別	発令時刻	対象地区名 (ふりがな書)	世帯数・人数	避難先 (ふりがな書)	避難時刻 (時刻)
			世帯 名		
			世帯 名		
			世帯 名		
			世帯 名		
			世帯 名		
			世帯 名		
			世帯 名		
			世帯 名		
			世帯 名		
			世帯 名		

*その他別紙 (□あり □なし) 「あり」の場合一合計 (枚)

《特記事項》

第6章 水防信号・通信

法第20条第1項の規定に基づく県知事が定める水防信号については、「大分県水防信号規程」によるものとし、一般の有線電話及び災害有線電話並びに防災無線については、次の各項に定めるとおりとする。

この他、黒沢ダム（堅田川）、床木ダム（床木川）の支流地域に対し、速やかに災害情報及び緊急避難等の情報伝達を要する場合には、「黒沢ダム・床木ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書」に基づき「黒沢・床木ダム放流警報設備を利用した災害情報の伝達に関する実施要領」の定めるとおりとする。

1 水防信号

(大分県水防計画から)

方法 区分	種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位に達したとき を知らせるとき	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○—吹鳴 休止 ○—吹鳴 約15秒 約5秒 休止 ○—吹鳴
第2信号	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるとき	○○—○○○○— ○○○○—○○	約5秒 約6秒 約5秒 ○—吹鳴 休止 ○—吹鳴
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるとき	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 ○—吹鳴 休止 ○—吹鳴 約5秒 約10秒 休止 ○—吹鳴
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせるとき	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○—吹鳴 休止 ○—吹鳴

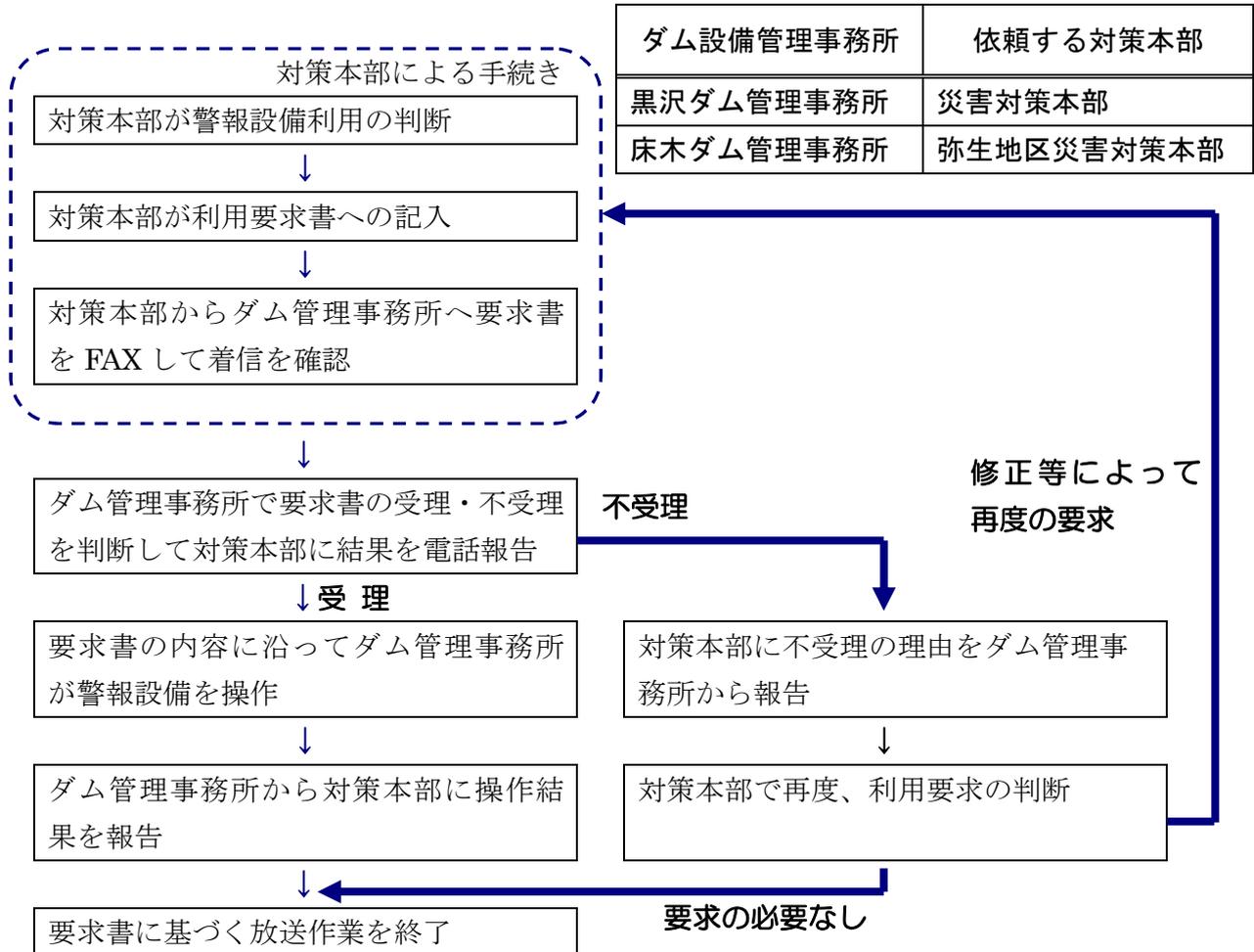
- 備 考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する事を妨げない。
 - 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知される。

2 有線電話の直通経路（本庁舎）

災害対策本部及び関係機関への通信については、一般電話の非常取扱い又は無線等の取扱いによるものとする。

3 黒沢・床木ダムの放流警報設備を利用した災害情報の伝達方法

(1) 警報設備利用フロー



(2) 要請等に係る連絡先と警報局

「黒沢ダム管理事務所 TEL:0972-22-1111・FAX:0972-22-1111」

警報局名	所在地	設備
黒沢ダム	佐伯市大字青山 3025	サイレン・スピーカー
舟形	佐伯市大字青山 3993-2	サイレン・スピーカー
小平山	佐伯市大字青山 4628	サイレン・スピーカー
青山	佐伯市大字青山 5397-4	サイレン・スピーカー
棚野	佐伯市大字青山 7615	サイレン・スピーカー
石打	佐伯市大字堅田 1666-1	サイレン・スピーカー
堅田	佐伯市大字堅田 6009-1	サイレン・スピーカー
川原	佐伯市大字堅田 10720-1	サイレン・スピーカー

「床木ダム管理事務所 TEL:0972-46-0164・FAX: 0972-46-0164」

警報局名	所在地	設備
床木ダム	佐伯市弥生大字床木 1852	サイレン・スピーカー
水無	佐伯市弥生大字床木字石田	スピーカー
荒内	佐伯市弥生大字床木字川田	サイレン・スピーカー
岡田	佐伯市弥生大字床木字大道	スピーカー
植松	佐伯市弥生大字大坂本字堂ノ前	サイレン・スピーカー

第7章 水位観測所・雨量観測所

1 雨量・水位観測所と水系

設置された雨量観測所に降った降雨の影響によって、水位に影響を受ける河川と水位観測所名及び水系については次のとおりとする

雨量観測所名	地域	流入河川名	影響河川等名	水位観測所名	水系
県佐伯土木事務所	長島	中川	佐伯湾	—	—
津井	上浦	赤石川	佐伯湾 浅海井漁港	—	—
門田	弥生	炭崎川	堤内川 番匠川	切畑小学校前	番匠川
佩盾山(山部)	本匠	因尾川 腰越川	番匠川	小川橋	番匠川
重岡	宇目	市園川	北川	ふれあい橋	五ヶ瀬川
アセブ(仁田原)	直川	久留須川	番匠川	向船場橋 間庭橋	番匠川
有明(有明浦)	鶴見	佐伯湾	佐伯湾	—	—
色利浦	米水津	色利川	色利漁港	—	—
楠本浦	蒲江	楠本川	楠本湾	—	—
尺間	弥生	井崎川	番匠川	蕨野橋	番匠川
佐伯	長島	中江川	佐伯湾	—	—
青山	青山	山口川	堅田川	西野橋 堅田橋	番匠川
宇藤木(尺間)	弥生	井崎川	番匠川	蕨野橋	番匠川
直川(赤木)	直川	赤崎川	久留須川	向船場橋 間庭橋	番匠川
田代(南田原)	宇目	田代川	北川	—	五ヶ瀬川
佐伯気象局(剣崎)	新女島	番匠川	番匠川	—	—
宇目気象局(重岡)	宇目	市園川	北川	ふれあい橋	五ヶ瀬川
蒲江気象局(蒲江浦)	蒲江	河内川 鷹谷川 天神川	蒲江湾	—	—

第8章 消防機関の活動

水防法第17条の規定にある消防機関の出動の準備及び出動等については、次のとおりとし、消防機関の組織体制にあつては、消防組織法第10条第2項及び同法第18条第2項に規定する市の規則（佐伯市消防本部に関する規則・佐伯市消防団規則）の定めによって活動の指揮系統を成すものとする。

1 水防管理者の指令

水防管理者（市長）は、次により消防組織法第1条に規定する消防機関に出動のための準備及び出動を指令し、併せて警戒配備につかせるものとする。

(1) 準備

- ア 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、さらに上昇するおそれがあり、かつ出動の必要があると認めるとき。
- イ 高潮等の影響によって海岸の潮位が上昇するおそれがあると認めるとき。
- ウ その他、気象状況等の影響によって、水災による危険のおそれがあるとき。

(2) 出動

- ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇のおそれがあると認めるとき。
- イ 気象状況等の影響によって、水災による危険が切迫した状況にあると認めるとき。
- ウ 地震等による堤防の漏水、沈下等の場合、又は、津波の来襲のおそれがあるとき。

2 消防関係機関の準備及び出動

消防機関は、水防管理者から準備及び出動の指示があつた場合、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防に必要な資器材の整備点検の実施。
- イ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所の巡視、巡回の実施。
- ウ その他、水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等の異常を発見したときは、直ちに管理者及び関係機関に連絡するとともに、水防工法の実施等の事態に即した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保、調達すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ その他、水防上必要な措置をとること。

(3) 津波の襲来に関する事項

津波の来襲については、津波予報が間に合わない場合も考慮して、緊急の場合には自らの判断によって次の活動を行う。その際には、「第2章 第4項 第3号、第4号にある津波における留意事項、安全配慮」に準ずるものとする。

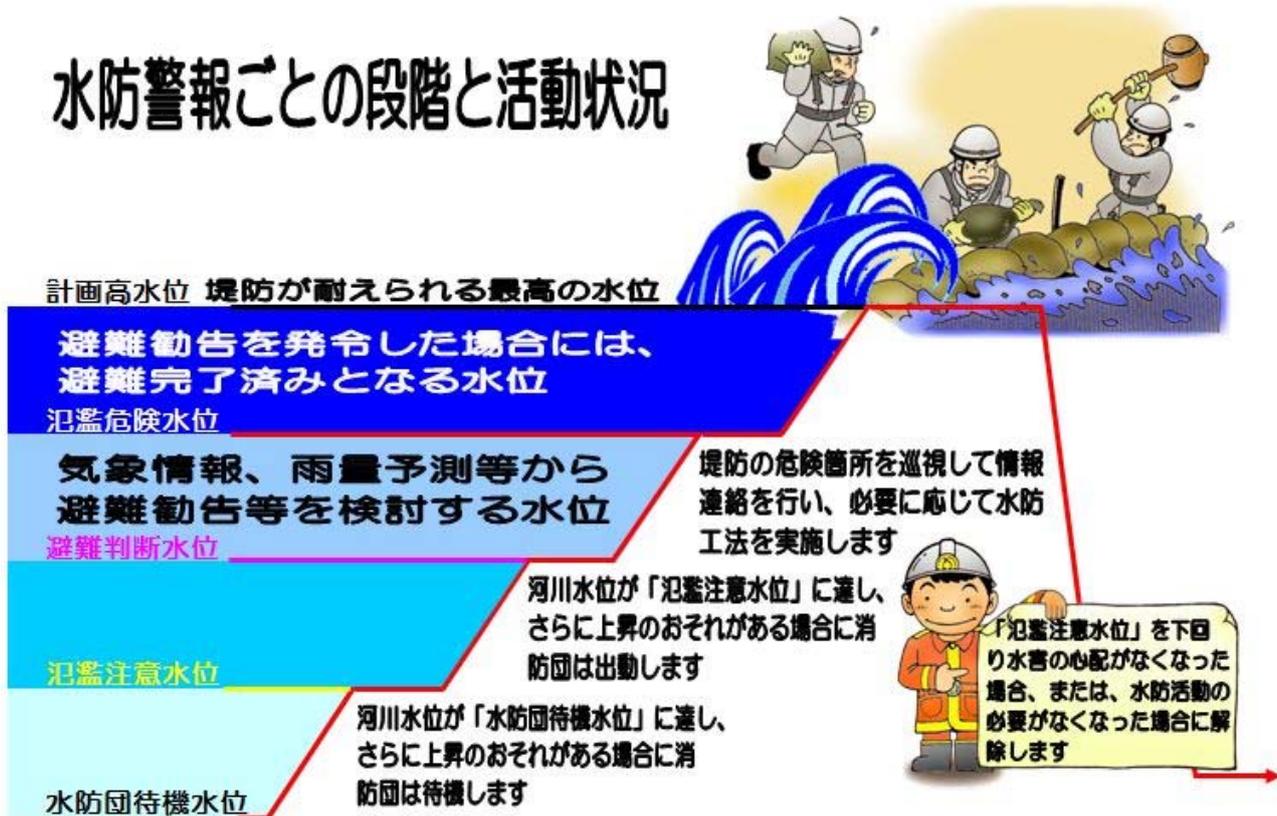
- ア 海浜にあるもの、海岸付近の住民などに直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- イ 各区域内の監視、警戒、水門、樋門等の管理者へ連絡、通報。
- ウ 水防に必要な資器材の整備点検の実施。
- エ 水門、樋門等の遅滞のない操作及び管理者に対する閉鎖の応援。
- オ 水防管理団体における相互の協力及び応援を実施。

3 出動解除

水防管理者は、水防体制が解除された場合には、消防機関に出動解除を指令し警戒配備を解く。

4 水防活動の状況

水防警報ごとの段階と活動状況



5 水防工法

現場の状況、災害の発生原因、危険切迫の度合い及び作業人員並びに資機材等を考慮して、防御可能な工法を選定する。

洗掘に対する工法

激しい川の流れや波浪等により、「堤防の表法面の土が削られる」ことで、削られる箇所が広がると破堤を引き起こすことがあります。



川表側

木流し工法

枝葉の茂った樹木（竹）を根元から切り、枝に重り（土のう・石俵）を取り付ける。鉄線で根元を縛り、もう一端を留杭に結束して上流から流しかけて崩壊面に固定することで、流れを穏やかにして、洗掘を防ぐ。



水防マット工法

水防マットを留杭と結束し、水防マットの袋部に土のうを投入することによって洗掘を防ぐ。



漏水に対する工法

河川の水位が上昇することにより、その水圧で河川の水が堤防に浸透し、堤防の裏法面などから吹き出すことです。水の浸透によって破堤を引き起こすことがあります。



月の輪工法

堤防の裏側の水が吹き出した部分に、半円形に土のうを積み重ねて水を溜めることで水圧を弱めて漏水口が広がるのを防ぎます。



越水に対する工法

増水した河川の水が破堤の高さを越えてあふれ出す状態のことで、堤防の裏法を削り破堤を引き起こすことがあります。



積み土のう工法

堤防の上に土のうを並べ、すき間に土をつめて積み上げます。これを杭で押さえて越水を防ぎます。



ラバーマット工法

強化ビニール製のマット内に水を入れて、流動防止用ベルトで堤防天端に固定して越水を防ぐ。



6 水防資機材の確保

水防管理団体は、水防活動等の充実を図るため、本庁、各振興局の庁舎及び水防倉庫に資材を配備するとともに、消防組織法第 18 条第 2 項の規程に基づく「佐伯市消防団規則」に定める設備及び資材を消防団に備えるものとする。

7 居住者等の水防従事

水防管理者又は消防機関の長は法第 24 条の規定により、消防機関が任務を有する者のみをもってしては、水災を防ぐことが困難な場合において、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は、水防の現場にあるすべての者を水防に従事させることができる。

水防従事を求められた居住者又は水防の現場にある者は、現場にある消防機関の職員、団員の指揮によって水防作業に従事するものとする。

8 公用負担・水防活動の報告

(1) 公用負担権限証明書

法第 28 条の規程により公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、水防（消防）団長、消防機関の長（消防長）から委任を受けたものは、「大分県水防計画書」に示す証明書「第 9 章資料編 P28」を携帯し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

(2) 公用負担命令票

法第 28 条の規程により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「大分県水防計画書」に示す命令書「第 9 章資料編 P28」を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡し明示する。

9 水防訓練

法第 32 条の 2 の規定により、洪水又は高潮による災害に対して迅速かつ適確な水防の実践を行うにあたり、「水防に従事する水防団、消防機関及び水防協力団体（水防活動に協力する団体）並びに自主防災組織（住民）の参加により毎年 1 回以上の訓練を行い」、次のことに留意して実施するものとする。

(1) 留意事項

- ア 水防情報、水防技術の習得
- イ 水防の工法に関する知識習得
- ウ 水防の工法に関する技術体得
- エ 指示、命令等の系統的訓練による習得
- オ 避難勧告等の情報の普及

(2) 訓練の種類

- ア 実地による洪水対応演習
- イ 情報伝達による洪水対応演習
- ウ 図上訓練（DIG）

(3) 訓練参加機関

ア 佐伯市役所（本部・地区本部）
イ 佐伯市消防署
ウ 佐伯市消防団
エ 九州地方整備局佐伯河川国道事務所
オ 大分県佐伯土木事務所
カ 大分県佐伯警察署・広域緊急援助隊
キ 大分県防災航空隊

ク 日本赤十字奉仕団佐伯支部
ケ 大分県アマチュア無線赤十字奉仕団
コ 自主防災組織
サ 西部方面特科隊第 132 特科大隊
シ 番匠川水防協力会
ス 九州防災エキスパート会
セ 延岡市、その他の機関